概

況



(役場)

球磨村に、北は八代市、南西は水俣市及び津奈木町に接している。ある。県南部葦北郡の大部分を占め、西は不知火海を臨む。東は球磨川を境とし人口は一九、三一六(平成二二年国勢調査)、面積は約二三四平方キロメートルで芦北町は、平成一七年一月一日、田浦町と芦北町の対等合併により誕生した。

産する林業、それに沿岸漁業を中心とする水産業が基幹である。加えて、石灰岩芸作物及び花卉類などを生産する農業と、用材林や特用樹林を育成し林産物を生産業は、米作のほか、甘夏みかんやデコポンなどの柑橘栽培・畜産・酪農・工存する。海岸地域はリアス式の眺望に優れ、県立公園として指定されている。赤松川、田浦川などの河川が不知火海に注ぎ、河川沿いや海岸線に宅地・農地が地勢的には、山林・丘陵地帯が多く、山岳地帯から球磨川、佐敷川、湯浦川、地勢的には、山林・丘陵地帯が多く、山岳地帯から球磨川、佐敷川、湯浦川、

能が向上している。 一年四月には芦北インターチェンジが供用開始され、熊本方面からのアクセス機た、平成一七年二月には南九州西回り自動車道の田浦インターチェンジ、平成二た、平成一七年二月には南九州西回り自動車道の田浦インターチェンジ、平成二それに国道三号が並行し、町の東部の球磨川沿いにJR肥薩線が走っている。ま交通面では町の西部を、第三セクターによる肥薩おれんじ鉄道が町を縦断し、

を原料とする鉱工業や繊維・電子部品などを製造する工業がある。

名所旧跡は、万葉歌人長田王が「芦北の野坂の浦ゆ船出して水嶋ゆかむ波立つ名所旧跡は、万葉歌人長田王が「芦北の野坂の浦」肥薩国境の守りの要であった国史跡佐敷城跡、旧藩時代の御番所跡がある。そのほか、西南の役の激戦場でた国史跡佐敷城跡、旧藩時代の御番所跡がある。そのほか、西南の役の激戦場でわれ奉納相撲が最大の呼び物となっている佐敷諏訪神社などがある。

ユできる海洋保養基地として広く認知されている。 吉尾、御立岬の温泉群にも恵まれており、ゆったりと過ごし心身共にリフレッシの海水浴や釣りなどのレクレーションが楽しめる。また、湯浦、鶴木山、大野、総合公園などがあり、海の貴婦人と形容される「うたせ船」が浮かぶ不知火海で縄予正では、原労則がたリフンテ港岸の青竜を占力した後式車2属ペ声コ港沿

一 町名の由来

「芦北」という地名は「日本書紀」や「和名類聚抄」などに記録されるなど、古代には中央に良く知られていた。それは、この地方が隼人族の北限居住地域で古代には中央に良く知られていた。それは、この地方が隼人族の北限居住地域で古代には中央に良く知られていた。それは、この地方が隼人族の北限居住地域で古代には中央に良く知られていた。それは、この地方が隼人族の北限居住地域で古代には中央に良く知られていた。それは、この地方が隼人族の北限居住地域で古代には中央に良く知られていた。それは、この地方が隼人族の北限居住地域で古代には中央に良く知られていた。それは、この地方が隼人族の北限居住地域で古代には中央に良く知られていた。

検討されたが、右記のように由緒ある地名であり、これに決したものである。田浦町・芦北町の合併協議においては、町名は公募の後、合併協議会において

三 平成の合併検討経緯

合併関係市町村の状況

1

(平一七・一・一 新設)	芦北町	田浦町 —	
()	七・一・一 新	芦 北町	

一) 葦北郡田浦町

約三三平方キロメートルである。四月、町制を施行して田浦町となった。不知火海に面する丘陵地帯で、面積は四月、町制を施行して田浦町となった。不知火海に面する丘陵地帯で、面積は明治二二年四月一日、一市六町の合併により田浦村が新設され、昭和三二年

一) 葦北郡芦北町

町である。
のた。不知火海に臨む海浜の眺望がすぐれた面積約二○一平方キロメートルのった。不知火海に臨む海浜の眺望がすぐれた面積約二○一平方キロメートルの和四五年一一月一日には、葦北町と湯浦町が合併して葦北町となり、昭昭和三○年一月一日、佐敷町、大野村、吉尾村が合併して葦北町となり、昭

2 検討の経緯

 (第二編「水 ・ 一工年三月に県が策定した市町村合併推進要綱において、当地域について 平成一二年三月に県が策定した市町村合併推進要綱において、当地域について 平成一二年三月に県が策定した市町村合併推進要綱において、当地域について 平成一二年三月に県が策定した市町村合併推進要綱において、当地域について 平成一二年三月に県が策定した市町村合併推進要綱において、当地域について

合併協議会における協定事項等

3

(※基本的協議項目及び合併特例法に規定されている協議項目を記載

(一) 合併の方式

-をい手、十号と手ン・1、6。 葦北郡田浦町及び同郡芦北町を廃し、その区域をもって新しい町を設置する

- (二) 合併の期日 合併の期日は、平成一七年一月一日とする新設合併(対等合併)とする。
- (三) 新町の名称 新町の名称は、 (二) 合併の期日 合併の期日は、

「芦北町」とする。

(四) 新町の事務所の位置

田浦町役場を基幹支所とする。新町の事務所の位置は、葦北郡芦北町大字芦北二〇一五番地とする。現在の

- (五) 財産及び債務の取扱い
- (1) 公有財産(山林を除く。) については、新町に引き継ぐものとする。
- 結している分収林契約についても、新町に引き継ぐものとする。(2)山林については、すべて新町に引き継ぐものとする。なお、関係町が締
- (3) 出資による権利については、新町に引き継ぐものとする。
- (4) 基金については、合併時の現有額を持ち寄るものとする
- (5) 債権については、新町に引き継ぐものとする。
- (6) 債務については、新町に引き継ぐものとする。
- (7) 物品については、新町に引き継ぐものとする。
- (8) 財務の公表については、芦北町の例による。

(六) 議会の議員の定数及び任期の取扱い

「二人とする。 新町の議会議員の定数については、地方自治法九一条第二項の規定により、

て玍壬する。 第一号の規定を適用し、合併後一年三ヶ月間、引き続き新町の議会の議員とし第一号の規定を適用し、合併後一年三ヶ月間、引き続き新町の議会で開してだし、二町の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第七条第一項

- (七) 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
- 日まで引続き在任する。特例に関する法律第八条第一項第一号の規定を適用し、平成一七年七月一九時例に関する法律第八条第一項第一号の規定を適用し、平成一七年七月一九き、二町農業委員会の選挙で選任された委員であった者は、市町村の合併の(1)新町の農業委員会委員の任期については、新町に一つの農業委員会を置
- のとする。(2) 農業委員会の選挙による委員の定数は二○人とし、選挙区は設けないも
- 3) 農業委員会の委員の報酬については、芦北町の例による。
- 八)地方税の取扱い
- る。(1) 地方税について、二町で差異のない税制については、現行のとおりとす
- 納期による。減免については、芦北町の例による。ア 個人町民税の納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める(2) 二町で差異のある税制については、次のとおり取扱うものとする。
- イ 法人町民税の税率については、芦北町の例による。
- る。 納期による。減免については、芦北町の例に次の項目を追加したものとすり 固定資産税の納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める
- その他町長が特に必要と認める固定資産
- 軽自動車税の納期については、四月一一日から同月三○日までとする。
- する。税率については、芦北町の例による。オー入湯税の課税免除については、芦北町の例に次の項目を追加したものと
- 学校教育上の見地から行われる行事の場合に入湯する者
- 町が発行した無料入浴券により入湯する者とおりの場合にある。

- (九) 一般職の職員の身分の取扱い
- て新町の職員として引き継ぐものとする。(1)一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第九条により、すべ
- 適正化に努めるものとする。(2) 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の
- ら、新町において統一する。(3)職員の職の設置及び職名については、人事管理及び職員の処遇の観点か
- (一○) 地域審議会の取扱い 地域審議会については、設置しない。

合併時の三役及び正副議長

4

芦北町	田浦町	町名
竹﨑一成	竹浦 裕道	長
本村等	宮本健一	助役
瀧山 安雄	黒田嘉明	収入役
藤井 公明	大丸 清光	議長
水口 宣之	寺本 修一	副議長

5 合併時の関係町の現況表

五四、四四五	1 代 国〇〇	七二、八四五	計(百万円)	
三四、五一三	九、三二〇	四三、八三三	第三次産業(百万円)	j
一七、五三五	八、一六七	二五、六九二	第二次産業(百万円)	生産額
二、四〇七	九一三	111,111110	第一次産業(百万円)	
七、七七五	三、四八〇	一一、二五五	年度予算総額(百万円)	前年度
一、〇七六	三五	一、四〇二	村税納税額(百万円)	市町村
	0	_		上の学校
	_	五	中学校	中学校
七、七八五	二、六〇〇	一〇、三八五	計	
四、〇〇七	1、0七二	五、〇七九	第三次産業 (人)	割
二、七一九	七1]:]	三、四四一	第二次産業(人)	生業
一、〇五九	八〇六	一、八六五	第一次産業 (人)	
1100.411	三二・七六	二三三・四八	積 (温)	面
五、八二四	一、八一〇	七、六三四	数 (戸)	戸
一六、九三二	五、四六六	二二、三九八	口(人)	人
芦北町	田浦町	‡	3	[2
係町	合併関	当比丁	分	<u> </u>

四 昭和以前の合併検討経緯

【旧葦北郡田浦町における合併の歴史】

1 市制・町村制施行前からの合併経緯と関係町村の沿革

	市制・ 市制・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
年田村―― 明'三'・四' 新設) (昭三'・四' 町制施行) 多島村―― 田浦村―― 田浦村ーー 田浦村ーー 田浦村ーー 田浦村ーー 田浦村ーー 田浦村ーー 田田浦村ーー 田田村村ーー 田田村村ーー 田田村村ーー 田田村村ーー 田田村村ーー 田田村村ーー 田村村ーー 田村村ーー 田村村・田村村・田村村・田村村・田村村・田村村・田村村・田村村・田村村・田村・田	1
年田村― 多島村― 8島村― 田浦村― 田浦村― 田浦村― 田浦村―	浦
年田村―― B 浦 町――― 田 田浦村―― 田	浦
年田村―― 多島村―― (明二·四·一新設) (昭三·四·一町制施行) 浦 町 ――― 田 浦 村――― 田 浦 町――― 田	田浦
年田村—— (明二·四·新設) (昭三·四·一町制施居木村—— (明二·四·新設) (昭三·四·一町制施	浦町——田浦村——田浦
牟 多 田 島	居木村— (明二一·四·一新設) (昭三二·四·一
牟田	多島
	牟田

本村は、 惣庄屋檜前氏の居住地であり、 田浦手永として田浦、 見、 日奈久

百済木、 吉尾を統轄する政治の中心地であった。明治七年(一八七四)、 大小

制の改正により、 て小田浦村になり、一二年郡区町村編制法が施行された際、この七か町村で一 れ、その後、 小田浦村は第一三大区第六小区に井牟田村は第五小区にそれぞれ編入さ 浜村町と大崎村が合併して浜浦町に、 浜村町、 田浦村、波多島村、大崎村、横居木村、 小田浦村と宮浦村が合併し 宮浦村、

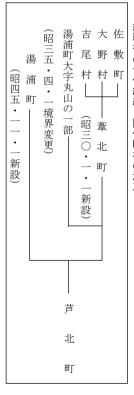
町村合併促進法制定後の経緯

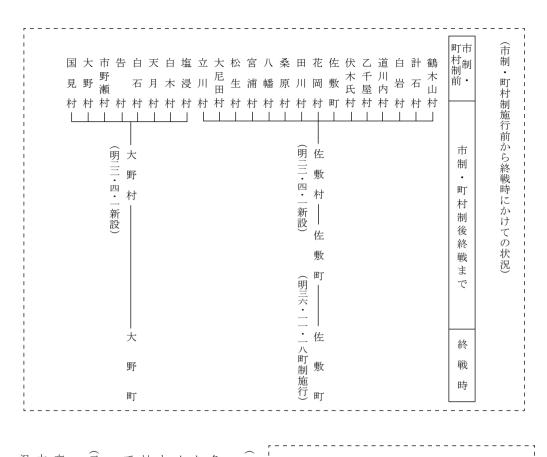
行政区域とされた。その後浜浦町は田浦町と改称したが、一七年にも行政区域

いても審議する段階に至らなかった。本村は、当時人口およそ一○、○○○を有 め自ら全村内を説明して回ったが、村民には合併に反対する者が多く、議会にお から隔絶されていたので、合併の気運も一向に盛り上がらなかった。昭和三一年 発表された。当時の村長は町村合併に賛成で、村民に合併の気運を盛り上げるた し、県下屈指の大村である一方、南北を赤松太郎峠、 ことを決定した。その後、 (一九五六) 九月、県は、 の合併試案として佐敷町、大野村、吉尾村、湯浦町、 当初の合併計画を変更して田浦村を単独村として残す 昭和三三年四月一日に、 町制を施行し田浦町となった 佐敷太郎峠によって他町村 田浦村五か町村合併が

【旧葦北郡芦北町における合併の歴史】

終戦後の合併経緯と関係町村の沿革





大 丸 米 豊 宮 女 湯 吉 箙 海 上 黒 大 川 山 田 岡 崎 島 浦 雄 瀬 路 原 岩 岩 村 村 村 村 村 村 村 村 村 村 村 村

(明二二・四・一新設)

古 尾

村

古

尾

(明二二・四・一新設)

(明二六・一〇・一八町制施行)

湯

ていた佐敷町など一四か町村に田川村を加えて佐敷村が発足し、三六年一一月 村が同一行政区域に入った。二二年の町村制施行に際し、同一戸長役場に入っ ともに第七小区となったが、十二年の郡区町村編制法により田川村を除く全町 小区、田川村は第八小区、その他の各町村は天月、白木、塩浸、 た。明治七年(一八七四)の大小区制では、第十三大区に属し、 色と、その後は佐敷郷、佐敷の荘と称し、旧藩時代には佐敷手永に含まれてい 八旦、 佐敷は、もと挿木、佐色、 町制を施行した。 佐職などと書かれていたが、 白石の各村と 立川村は第六 延喜時代は佐

大野村

大尼田、 沢見三か村を湯浦手永に編入した。明治七年(一八七四) 文四年 (十六六四) 江戸初期には、この地域は、大野手永として独立した一手永であったが、 漆川内、 吉尾村を田浦手永に入れ、 告、才木五か村を佐敷手永に、 同一三年、 上久野川、大野、桑 第一三大区に属し、 大野手永を廃して、 寛

か村が一行政区域となり、二二年の町村制施行に伴い大野村となった。か村は第八小区に編入されたが、一二年の郡区町村編制法の施行の際、この八白木、塩浸、天月、白石の四か村は第七小区に、大野、告、市野瀬、国見の四

三) 吉尾村

吉尾村として発足した。
一二年、郡区町村編制法施行により大岩、黒岩、上原、海路、吉尾、箙瀬の六か村が一行政区域とされ、二二年の町村制の施行に伴いこの六か村が合併してか村が一行政区域とされ、二二年の町村制の施行により、田浦村に戸長詰所が置かれていた。八七四)後は、第一三大区第六小区に入り、田浦村に戸長詰所が置かれていた。明治七年(一最初、大野手永に属し、明治維新前は田浦手永に属していた。明治七年(一

些) 湯浦町

川村を除く九か村が合併して湯浦村となり、昭和二六年一○月町制を施行した。 中から九年にかけて村々の合併が進み、三一村が九村にまとまり一二年の町町村編制法の施行により丸山、米田、豊岡、高岡、古石、大川内の六か村と田町村編制法の施行により丸山、米田、豊岡、高岡、古石、大川内の六か村と田町村編制法の施行により丸山、米田、豊岡、高岡、古石、大川内の六か村と田町村編制法の施行により第一三大区第八小区に属し、湯浦村に戸長が置かれた。七小区制の改正により第一三大区第八小区に属し、湯浦村に戸長が置かれた。七小区制の改正により第一三大区第八小区に属し、湯浦村に戸長が置かれた。七小区制の改正により第一三大区第八小区に属し、湯浦村に戸長が置かれた。七小区制の改正により第一三大区第八小区に属し、湯浦村に戸長が置かれた。七小区制の改正により第一三大区第八小区に属し、湯浦村に戸長が置かれた。七小区制では、100円では、100円では、100円である。100円では、10

町村合併促進法制定後の経緯

(一) 佐敷町・大野村・吉尾村の合併

章北部の佐敷町など一○か町村は、住民の生活環境、慣習等の類似性あるいは 章北部の佐敷町など一○か町村は、住民の生活環境、慣習等の類似性あるいは 章北部の佐敷町など一○か町村は、住民の生活環境、慣習等の類似性あるいは 章北部の佐敷町など一○か町村は、住民の生活環境、慣習等の類似性あるいは

か、湯浦町は町内事情により一応合併を見合わせることになった。残り四か町村この合併試案により、翌二九年当初から中部五か町村合併の協議が行なわれた

(任意の協議会を開いて、合併に関する研究を進め、資料作成に着手した。 は任意の協議会を開いて、合併に関する研究を進め、資料作成に着手した。 は任意の協議会を開いて、合併に関する研究を進め、資料作成に着手した。 を主張する者のほうが多かったが、啓発の結果全面的に賛成するようになった。 を主張する者のほうが多かったが、啓発の結果全面的に賛成するようになった。 を主張する者のほうが多かったが、啓発の結果全面的に賛成するようになった。 を主張する者のほうが多かったが、啓発の結果全面的に賛成するようになった。 を主張する者のほうが多かったが、啓発の結果全面的に賛成しないため合併を見合わ にだ、大野村においては、その後も住民に対して部落懇談会等を通じて啓発が続けら こい町村においては、その後も住民に対して部落懇談会等を通じて啓発が続けら にだ、大野村においては、その後もは対しては、合併に対する反対はほとんどなかった。 でだ、大野村においては、その後もは対しては、合併に対する反対はほとんどなかった。 でで、一月二二日に町村合併協議会を設 に対しないため合併を見合わ は任意の協議会を開いて、合併に関する研究を進め、資料作成に着手した。

(二) 葦北町・湯浦町の合併

った。そこで、 の自治意識の高揚と相まって、 ける目覚ましい交通、通信網の発達は両町の時間的距離をますます短縮し、 も同じ生活基盤の上にたち常に一体となって発展してきたのであるが、近年にお る。古来、両町は人情風俗を同じくし、 よって新町の面積及び人口は共に県内町村としては、最も理想的な行政規模とな 年一月一日旧佐敷町・大野村・吉尾村の三か町村が合併して発足した町である。 議のうえ合併に至った。 葦北町は面積一三七・四四平方キロメートル、人ロ一五、六五一人、 一方湯浦町の面積は六四・○八平方キロメートル、人口七、九八○人で合併に 行政水準の向上をはかり、 両町合併によって一体性を確立し、自治行政の合理的運営によっ もって地域住民の福利増進に努めるため 行政上における有機的結合が強く要請されるに至 地理的にも産業、経済、教育、文化等に 昭和三〇 、住民

3 合併条件および協定事項

) 佐敷町・大野村・吉尾村の合併

- (一) 合併形式 佐敷町、大野村、吉尾村を合体合併する。
- (二) 合併の時期 昭和三〇年一月一日
- 新町名 町名は「葦北町」とする。

 \equiv

- (四) 役場および出張所
- 役場は、現佐敷町役場庁舎を充てる。

2 場庁舎を、吉尾出張所は、吉尾村役場庁舎を充てる。 大野出張所、吉尾出張所の二つの出張所を置き、大野出張所は大野村役

3 出張所において、次の事務を行なう。

戸籍に関する事務

住民登録に関する事務

ウ 配給に関する事務

工 町税その他納入に関する事務

オ 諸証明に関する事務

力 勧業に関する事務

+ 地積に関する事務

(子) 五 助役の定数 議会の議員 一人とする。

2 議員の選挙区 1

議員の定数

地方自治法第九一条により定数二六人とする。

吉尾村全域	六人	第三選挙区
大野村全域	七人	第二選挙区
佐敷町全域	一三人	第一選挙区
区域	選挙すべき人員	選挙区名

£ 教育委員会の委員

による委員が四人を互選し、昭和三〇年一二月三一日迄在任するものとする。 促進法第九条の二を適用し、町村合併の際に関係町村の教育委員会の選挙

農業委員会の委員

による委員が一五人を互選し、 促進法第九条の三を適用し、 町村合併の際に関係町村の農業委員会の選挙 昭和三〇年一二月三一日まで在任するものと

九 職員の身分取扱い

三役および教育長を除き、全員を引き継ぐ。

1 職員の勤続年数は、継承するよう措置する

> 3 村で支給するものとする。 のとし、昭和二九年一二月末日までに退職を申しでた者の退職金は、各町 により、普通退職手当の額に次に掲げる割合を乗じて得た額を支給するも 合併により退職する一般職員の退職手当は、 国家公務員の退職手当の例

昭和二九年一二月末日までに退職の申し出をした者 一〇〇分の二〇〇

昭和三○年三月末日までに退職の申し出をした者 一○○分の一八○

昭和三○年六月末日までに退職の申し出をした者 一○○分の一六○

特別職については、別に考慮するが、原則として各町村において支給する。 昭和三〇年一二月末日までに退職の申し出をした者 一〇〇分の一三〇

0 財産および負債

オ

ものは、新町にそのままの条件で引き継ぐものとする。 るものとする。ただし、町村有林で別添付表(省略)のとおり分収率のある 佐敷町、 大野村、吉尾村の町村有財産および負債は、すべて新町が継承す

 $\frac{1}{2}$ 消防

消防団は、統合のうえ次の編成をする。

寸 長 人

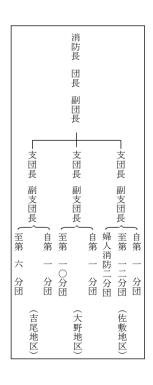
副

寸 長 三人(各地区より一人ずつとし支団長を兼務する。

長 長 二八人(各町村の区域の分団をそのままとし、佐敷町宮 副団長兼務 副支団長

浦に一分団新設する。)

2 消防の組織



- (-1)青年団の統合 将来統合するよう、 あっせんする。
- 婦人会の統合 将来統合するよう、 あっせんする。
- 国民健康保険組合の統合

尾村の区域内に引き続き実施し、 国民健康保険事業については、 漸次全町区域に実施するよう措置するもの 促進法第一八条の規定により、 吉

とする。

五. 昭和二九年度に限り関係町村の条例を適用し、その課税率により賦課徴収す 町税 (国民健康保険税を含む) は、 促進法第一四条の規定に基づき

新町の大字および小字名は従来のままとする。

葦北町・湯浦町の合併

- 合併の形式 葦北町、 湯浦町を合体合併する。
- $\stackrel{\frown}{=}$ 合併の時期 昭和四五年一一月一日
- 新町名 芦北町
- 新町役場の位置および機構

1

- 役場は当分の間葦北町役場に置き、 将来新町至便の地に新町庁舎を建設
- 2 助役の定数は一人とする。

3

工観光課、建設課を置き各課に課長および必要な職員を配置する。 町長部局に企画課、 総務課、税務課、町民課、 保健課、 農林水産課 商

その他の機関および施設に必要な職員を配置する。 議会、教育委員会にそれぞれ事務局を置き選挙管理委員会、農業委員会

4

五 出張所の設置

湯浦町役場の位置に湯浦出張所を置き、必要な職員を配置する

2 大野および吉尾出張所は存置し、所掌事務はそのままとする。

3 出張所の管轄区域は現在の管轄区域とする

4 湯浦出張所の所掌事務は次のとおりとする。

口

主食の配給に関する事務

戸籍に関する事務 住民基本台帳に関する事務

> 印鑑に関する事務 町税その他納入に関する事務

諸証明に関する事務

埋火葬に関する事務

外国人登録に関する事務

犯罪人名簿に関する事務

IJ チ

ヌ 年金の受付に関する事務

その他軽易な事務連絡に関する事務

分 議会議員

議員の在任に関する特例)を適用し、引き続き新町の議会の議員として昭 議会議員の任期は市町村の合併の特例に関する法律第四条の規定(議会

定数 新町議会議員の定数は、次の一般選挙から二六名とする。 和四六年一〇月三一日まで在任するものとする。

3 議会議員の選挙区 選挙区は設けない。

七 農業委員会

委員会の数 農業委員会は一つとする。

2 委員の任期

ものとする。 農業委員会の選挙による委員として、昭和四六年七月三一日まで在任する 規定(農業委員会の委員の任期等に関する特例)を適用し、 選挙による農業委員の任期は市町村の合併の特例に関する法律第五条の 引続き新町の

3 委員の定数

とする。

新町の選挙による農業委員会の委員の定数は、

次の一般選挙から一八名

委員の選挙区

職員の身分の取扱い

選挙区は設けない。

職員は引き続き新町の職員としての身分を保有し、勤務年数もこれを継 市町村の合併の特例に関する法律第六条の規定に基づき、合併の際

するものとする。

葦北町、湯浦町の所有する財産および負債は芦北町に引継ぐものとする。 財産および負債の帰属処分

(一〇) 新町条例

この場合、同一条例については葦北町条例を適用する。 新町条例は当分の間原則として葦北町条例および湯浦町条例を適用する。

 $\widehat{}$ 町税の不均一課税 町税の不均一課税は行なわないものとする。

消防団の統合

する。 消防団は統合し、消防団の組織構成については再編合理化をはかるものと

統合を推進するものとする。 統合新町の速やかな一本化をはかるため、農業団体および各種団体の整備 () =

農業団体およびその他各種団体の整備

新町の長の職務執行者は、地方自治法施行令第一条第一項の規定により葦 新町の長の職務執行者

北町長を職務執行者とする。

4 合併時の三役及び正副議長

湯浦町	葦北町	吉尾村	大野村	佐敷町	村名
佐藤	吉田富	兼丸	川口	山本	長
秋男	士夫	哲平	弥一	岩男	女
福山		吉尾	吉田	溝部	助
敏		建男	正美	四朗	役
	加藤	浜田	緒方	松下	収入
	義範	均	二義	倉喜	役
竹本	井上	和田	添山	本山	議
康	棟樹	二男	武丸	大蔵	長
内田	日日	熊部十	白坂	葉玉次	副議
正弥	正人	-代継	伝七	郎吉	長

5 合併時の関係町村の現況表

佐敷町・大野村・吉尾村の合併

官		の 生 業 割 合 業 態							<u>C</u>		
公	の業態			美 君	写行						
署	計	その他人	農業人	計	その他人	商工業人	積 平方料	数戸	口人	S.	}
110	三、岩二	五、五七八	八、三三	五、五七八	二、七九四	二、七八四	圏・ (0	三、四人〇	式、四六		室 比 丁
10	六、完三	三、九四九	二、四四四	四、八五六	二、莊00	二、一弄	四四·七一	三三	一、三四九	佐敷町	合
五.	四、三七一	0대[1,1	11/1011	一六	_	一八	五五・五二	七四一	四、五六〇	大野村	併町
五	二、九八六	三五九	三、苔云	五三四	二九四	11閏0	图・0+	五九二	三五九	吉尾村	村

- ク 害 - ク フ		美	業 態 業 者	TS	面	戸	人	Þ	ζ
つ葉版その他人	農業人		と と その他人	商工業人	積 平方粁	数戸	口人	分	}
五四五	五、一七 一	五、〇七九	一、九七七	11/1011	1101・蛙11	五、〇五二	三、公吴	‡	i 上 丁
三八	三、四五七	三二二二二	144	二、五六六	三七・四四	三四六	一天四二	葦北町	合併
1 1 1	/上 四	一、七四二	1、10名	五三	☆ ○ 八	一、苎园	七二五五	湯浦町	町村

(二) 葦北町・湯浦町の合併

	生	É		会社、工場、事業場(資本金五百万円以上)	前年	市町	県税	国税	上の学校	中学校以
	そ	農	鉱	事業場	度予	村税	納	納	高	中
計	の		エ	(資本金五	算総	納税	税	税	等	学
	他	産	産	百万円	額	額	額	額	学	
千円	千円	千円	千円	以上	千円	千円	千円	千円	校	校
四七八、六五九	一八五、八〇〇	三萬二、八〇〇	四0、0五元	_	八0、六九0	二二、五五五	八.一	一九、三尭	_	=
1011/14	X≡′≡00	1011′1100	三八三六	_	四一、长长一	一五二三四	五、七一六	一四、八八四		
回川,片片	七0′九00	10年,周01	一、七四三	I	114711411	五、二五五	11.14	二、五四八	_	_
九七、五〇〇	五一、六00	四五、九〇〇	ı	ı	一一、七五七	ニニ゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙	完三	一、八二七	-	_

一、〇七二、五八一	二、四九、一二八	三、五七一、七〇九	千円		計				
一〇三、七九三	一、一三八、九七三	一、二三二、七六五	手 円	他	の	そ	客	卢	4
四二九、二八八	六六三、九八九	一、〇九三、二七七	千円	産		農			<u>.</u>
五三九、五〇〇	七〇六、一六七	一、二四五、六六七	千円	産	エ	鉱			
=	元	=	以上	会社、工場、事業場(資本金五百万円以上)	資本金	事業場(上場、車	社、	会
一八四、四七〇	三九九、三〇三	五八三、七七三	千円	総額	算	予	度	年	前
三、八七	七八、二三三	110,010	千円	税額	納	税	町村		市
四 12	四二七元	五六、九〇六	千円	額	税	納	税	' ' '	県
一六、五三六	四一、五六四	五八、〇九〇	千円	額	税	納	税		玉
			校	学	等	高	校	上の学校	F
		四	校	学	324	中	以	中学校以	中
四	01		署		公				官
一、九四一	三,七十二	五、七一六	人	計					